別記様式第１号

（宛先）今治市長

申請年月日　　　年　月　日

移住支援金交付申請書

　令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ | 　 | 生年月日 |
| 氏名 | 　 | 　　　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | 　 |
| メールアドレス | 　 |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 　 | 単身 | 　 | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 　 | 就業 | 　 | テレワーク | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
| 　 | 起業 |  |  |  |  |  |  |  |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 　 | Ａ．誓約する | 　 | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 　 | Ａ．同意する | 　 | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、今治市に居住する意思について | 　 | Ａ．意思がある | 　 | Ｂ．意思がない |
| （就業・起業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、就業・起業する意思について | 　 | Ａ．意思がある | 　 | Ｂ．意思がない |
| (マッチングサイト掲載求人への就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | 　 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない | 　 | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）今治市への移住の意思について | 　 | Ａ．自己の意思である | 　 | Ｂ．所属からの命令である |
| ※　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。 |

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 | 　 |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 管理コード（愛媛県及び今治市使用欄） | 　 |

（様式１別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び今治市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（様式１別紙２）

愛媛県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　愛媛県及び今治市は、愛媛県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、愛媛県及び今治市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、愛媛県及び今治市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別記様式第２号（その１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 　　年　月　日　　 |
|  | （宛先）今治市長 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 所在地 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 事業者名 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 代表者名　 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 担当者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 就業証明書（移住支援金の申請用） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 下記のとおり相違ないことを証明します。 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 記 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 勤務者名 | 　 |
|  | 勤務者住所 | 　 |
|  | 勤務先所在地 | 　 |
|  | 勤務先電話番号 | 　 |
|  | 就業年月日 | 　 |
|  | 応募受付年月日 | 　 |
|  | 雇用形態 | 週20時間以上の無期雇用 |
|  | 勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係※マッチングサイト掲載求人の場合 | ３親等以内の親族に該当しない |
|  | ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ | 目的達成後に離職することが前提ではない |
|  | □ プロフェッショナル人材事業　　　□ 先導的人材マッチング事業 |
|  | 愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び今治市の求めに応じて、愛媛県及び今治市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 |

別記様式第２号（その２）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 年　月　日 |
|  | （宛先）今治市長 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 所在地 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 事業者名 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 代表者名　 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 担当者 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 就業証明書（移住支援金の申請用） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 下記のとおり相違ないことを証明します。 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 記 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 勤務者名 | 　 |
|  | 勤務者住所（移住前） | 　 |
|  | 勤務者住所（移住後） | 　 |
|  | 勤務先部署の所在地 | 　 |
|  | 勤務先電話番号 | 　 |
|  | 移住の意思 | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない |
|  | テレワーク交付金 | 勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）による資金提供をしていない |
|  | 愛媛県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛媛県及び今治市の求めに応じて、愛媛県及び今治市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。 |

別記様式第３号

年　月　日

　　　　　　　　様

　　　今治市長

愛媛県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

　令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　円

振込予定日　　　　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号　：

　振込先口座名義　：

（備考）

１　今治市は、令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・愛媛グローカルビジネス創出支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

２　今治市は、令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |

別記様式第４号

（宛先）今治市長

 申請年月日　　年　月　日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

　令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ | 　 | 生年月日 |
| 氏名 | 　 | 　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | 　 |
| メールアドレス | 　 |
| 再交付が必要な理由 | 　 |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | 　 | 単身 | 　 | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 　 | 就業 | 　 | テレワーク | 上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 | 人 |
|  | 起業 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（愛媛県及び今治市使用欄） |  |

別記様式第５号

　年　月　日

　　　　　　　　様

　　　今治市長

愛媛県移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書［再交付］

　令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　　　　　円

振込予定日　　　　年　月　日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　振込先金融機関名：

　振込先口座番号　：

　振込先口座名義　：

（備考）

１　今治市は、令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

・申請日から３年未満に今治市以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・愛媛グローカルビジネス創出支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に今治市以外の市区町村に転出した場合：半額

２　今治市は、令和５年度愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における今治市移住支援金交付要綱の規定に基づき、愛媛県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用について

・この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |